

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 管理監督者の労働時間管理 —

Q: 当社の管理職には管理監督者としての職務・権限とともに相応の役職手当を与えています。管理監督者は時間外・休日割増手当の計算が不要なので、タイムカードを廃止してもよいでしょうか？

A: 労働基準法第41条では、

- \* 農業・水産業等の従事者
- \* 管理監督者や機密の事務を取り扱う者
- \* 監視又は断続的労働に従事する者(所轄労働基準監督署長の許可が必要)



については労働時間・休憩・休日の規定の適用除外としています。このうち、管理監督者については、「労働時間・休憩・休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない、重要な職務と責任」を有するとして、「現実の勤務態様が上記の規制になじまないような立場にある者」に限り適用除外が認められています。

ただし、第41条では年次有給休暇・深夜業を除外していないことから、一般の労働者と同じく管理監督者にも年次有給休暇が付与され、午後10時～午前5時の間の労働については深夜割増賃金が発生します。そのため、会社は管理監督者の深夜労働時間を把握しなければならないのですが、実際にはご質問のように管理監督者にタイムカードを用いていない会社もあるようです。

また、管理監督者は自身の労働時間を決定し管理する裁量を持っていますが、その職務・責任の重さから、ともすると長時間労働になりがちなので、過重労働とならないよう会社が十分な注意喚起を行うことが通達で求められています。このような安全配慮義務の観点からも、会社も管理監督者の労働時間の管理をする必要があるでしょう。



2017年  
4月号



## 法改正ニュース

### — 短時間労働者の社会保険適用対象拡大 —

(平成29年4月1日～)

被保険者数が常時500人以下の事業所も、労使合意がなされれば次の①～④に該当する方は社会保険の被保険者となります。

- ① 1週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 月額賃金が88,000円以上であること
- ③ 雇用期間の見込みが1年以上であること
- ④ 学生でないこと

### — 健康保険料率・介護保険料率の変更 —

| 全国健康保険協会<br>大阪支部  | 現行     | 平成29年3月分～<br>(4月納付分) |
|-------------------|--------|----------------------|
| 健康保険料率            | 10.07% | 10.13%               |
| 介護保険料率            | 1.58%  | 1.65%                |
| 健康保険料率+<br>介護保険料率 | 11.65% | 11.78%               |

※健康保険料率は各支部により異なります

※介護保険料率は全国同一です

※任意継続被保険者は平成29年4月分～



### — 子ども・子育て拠出金の引上げ —

(平成29年4月1日～)

(現行) 0.20% ⇒ (平成29年度) 0.23%

※「被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額・標準賞与額×拠出金率」の額の総額(全額事業主負担)

## 最近のニュースから

### — 5年ぶりに実質賃金が増加 —

厚生労働省が平成28年の「毎月勤労統計調査(確報値)」の結果を発表し、実質賃金が前年より0.7%増加し、5年ぶりにプラスに転じたことがわかった。名目賃金にあたる現金給与総額は0.5%増加し、3年連続の増加となった。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～